

秋田県告示第235号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年4月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
令和7年4月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社クラフト
横手市前郷二番町11番地15号
代表取締役 松山 秀樹
秋田県知事許可（般-3）第82198号

- 3 処分の内容
令和7年4月16日から同年8月13日までの間、建設業の営業の全部の停止

- 4 処分の原因となった事実
株式会社クラフトの元役員（犯行当時取締役）は、秋田県が発注した業務委託契約の再委託先を自社とすることについて、同県職員から便宜な取り計らいを受け、その謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいという趣旨で当該職員に現金を供与したとして、贈賄の罪により、令和7年2月14日に秋田地方裁判所において、懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。